

全国司法書士女性会FAX通信314号 (2020年3月号)

発行責任者 会長 鵜川 智子

事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階

司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305

e-mail takatsuki@office-ukawa.jp

HP <http://shihosyoshi-joseikai.com/>

皆様ご健勝のことと存じます。

新型コロナウイルスのまん延により「選択制夫婦別姓制度」の議論が消化不良になっている状態です。

2月27日選択的夫婦別姓を求める院内集会在開催されましたので報告致します。また、

1月29日「東京新聞」の記事をご紹介しますので、ご一読下さい。

民法改正は与野党の枠を超えて！ 選択的夫婦別姓を求める院内集会

報告 大城節子

2020年2月27日(木) 11:15～12:30

衆議院第二議員会館1階多目的会議室において表記集会在開催された。

(主催 NPO 法人 m ネット 民法改正情報ネットワーク)

共催 日本弁護士連合会)

参加総数 210名に上り、議員 49名 議員秘書 53名 メディア 12社
を数えた。

まず、主催 m ネット代表坂本洋子氏から開会挨拶、司会・進行を進める旨発言があり、これまでの選択的夫婦別姓をめぐる動きについて資料解説・経緯やエピソード紹介があった。

次いで、立命館大学教授 二宮周平氏により「選択的夫婦別姓がなぜ必要か」とする講演があった。(以下、ご参考までに)

1870年太政官布告により、それまで苗字を名乗れなかった「平民」も苗字を名乗り自他の区別をするべきであるということになった。苗字に質的变化が生じ、氏と名を組み合わせる個人を特定し他人と識別する呼称ということになった。

1988年2月13日最高裁判決中には「氏名は人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」とある。

ところが、現在の民法では、夫婦同氏が強制されている。「氏が変わるということは、社会的活動をしている者にとっては不便と苦痛をもたらすことが少なくないが、その負担は事実上女の側に負わされている。・・・現行法ではどちらかが氏を改めなければ婚姻できないことになっており、改氏が強制されている点に問題がある。この点は夫婦の同氏を強制せず夫婦の別姓を認めることによって解決しうる。・・・夫婦別姓論に対しては、夫婦の一体性などを理由とする反対論もありうるが、将来女の社会的活動が増大していくことを考えれば、夫婦の別姓を認めることが妥当である」以上、1959年加藤一郎著「男女の同権」家族法体系Ⅰ（有斐閣）323頁二宮氏は三つの検討課題を示されて講演をまとめられた。

(1) 憲法的価値観から個人の尊重（尊厳）

氏名は人格権の一内容を構成するのであるから本人の意思によらずに改姓を強制されることは人格権の侵害となる。また、選択制により夫婦同氏に夫婦のアイデンティティを見いだす人の意思を尊重できる。

(2) 多様性の保障

夫婦・家族の形はさまざま、これら家族の多様性の承認・人の選択に寛容な社会を形成する。排除から包摂へ、望ましい方向では選択的夫婦別氏制度は、「まさに「多様な社会」の試金石。

(3) 世論調査と「国際的人権」

次に、立憲民主党（代表）・国民民主党（代表）・公明党（副代表）・日本共産党（委員長）・社会民主党（党首）・沖縄の風（代表）、また、碧水会・日本維新の会・無所属の議員からそれぞれ力強いアピールがあった。

閉会挨拶は日本弁護士連合会 原田直子副会長から日弁連の取り組みが紹介され、登記が戸籍名に限られている点のご指摘があった。

世論を盛り上げて「選択的夫婦別姓制度」を実現したい。

各種サービス進まめ対応

住民票・運転免許…広がる旧姓併記

旧姓で働く女性の増加を受け、昨秋以降、旧姓を住民票や運転免許証などに併記できるようになった。旧姓を公的に証明するのに役立つ一方、併記導入後も、旧姓で口座開設や契約ができる範囲は一部にとどまる。当事者からは、旧姓と戸籍名を使い分ける煩雑さは解消されていないとの声も上がり、結婚後も旧姓を使い続けられる「選択的夫婦別姓」の法制化を求める人たちは、「併記ではなく、根本的な解決を」と訴えている。

(砂本紅年)

マイナンバーカードなどで旧姓併記の制度は始まったが…

私の本当の名前は？

解決どころか、むしろ混乱

夫夫婦別姓が選べれば、最初からB姓で通したのに

※井田奈穂さんの場合

現夫の姓(戸籍姓) A姓 再婚後に名義変更

生来の姓 B姓 旧姓併記のマイナンバーカードを提出し、副業用に開設

前夫の姓(長く仕事などで使用した姓) 井田姓 市民活動の資金用に開設

旧姓併記されたマイナンバーカードの見本。「番号」という戸籍の姓の後ろに旧姓〇〇が入っている(総務省提供)



旧姓併記 旧姓による本人確認や各種手続きをしやすいすることで女性活躍を推進しようと住民基本台帳法施行令などを改正。昨年11月から住民票やマイナンバーカードで、12月からは運転免許証でも可能に。希望者は居住する市区町村に、旧姓が記された戸籍謄本などを示して請求する。過去に戸籍に記載されたものの中から一つを選び、住民票では氏名と別の欄に、マイナンバーでは戸籍姓と名の間に記される。

選択的夫婦別姓「法制化を」

東京都のIT関連会社で働き、選択的夫婦別姓の法制化を求める市民活動にも取り組む井田奈穂さん(44)は普段、仕事で長く使ってきた前夫の姓「井田」を名乗る。戸籍姓は今の夫の「A」だ。従来旧姓が併記できるパスポートにはAと井田を併記している。

東京の旧姓併記の制度が始まり、昨年十二月、「生来の姓のBで併記したい」と申請。B姓が併記してあるマイナンバーカードを銀行に提示し、副業用にB姓名義の口座を開いた。

別の銀行では、市民活動用に井田姓名義の口座を開設。住民票などへ併記できる旧姓は「一つだけのため、内閣府は二〇一七年、全

レジットカードや携帯電話の契約、納税手続きなどの多くは戸籍名のみに対応にとどまる。

総務省の担当者は「旧姓が公的に証明されてもサービスに組み込むかは各企業の裁量」と説明。旧姓で働く女性からは「企業や行政の対応はほとんど変わらず、旧姓と戸籍名との使い分けによる煩雑さは解消されていない」との声もある。

国銀行協会などに、可能な限り円滑に旧姓名義の口座開設に協力するよう要請。ただ同協会によると、顧客管理の問題や本人確認手続きの煩雑さなどから、対応は銀行によって異なる。

第二次選択的夫婦別姓訴訟の弁護団は「(金融機関などの)多くは戸籍名のみでの対応で、旧姓併記の制度開始前とあまり変わっていない」と指摘。弁護団の調べでは、旧姓併記のマイナンバーなどを提示しても、ク

一方、同省はこれまで、旧姓併記にかかる住民基本台帳ネットワークのシステム改修費に百九十四億円を投じ、各自治体などに支出。井田さんは「国の補助で足りず、自前の予算を組む自治体もある。選択的夫婦別姓を法制化していれば、これほど巨額の税金は使わずに済んだ」と話す。

選択的夫婦別姓の法制化を求め訴訟を起こしたソフトウエア開発会社「サイボウズの青野慶久社長は旧姓併記は、婚姻というフレイバシーを意に反して明かさないといけない点でも問題だ」と批判している。